



# 島根県報

平成19年 1月26日 (金)  
第 1,848 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 告 示

町及び字の区域の変更 ( 2 件 )	( 市 町 村 課 )	1
字の区域の廃止	( " )	3
広域連合の規約変更の許可	( " )	3
生活保護法の規定による介護機関の指定	( 地 域 福 祉 課 )	3
生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出	( " )	4
換地計画書の縦覧 ( 6 件 )	( 農 村 整 備 課 )	4
保安林予定森林 ( 2 件 )	( 森 林 整 備 課 )	6
島根県漁業近代化資金等利子補給金交付要綱の一部改正	( 水 産 課 )	7
島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱の一部改正	( " )	8
島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱の一部改正	( " )	9
土砂災害警戒区域の指定	( 砂 防 課 )	9

### 公 告

学校法人の寄附行為の認可	( 総 務 課 )	14
特定非営利活動法人の設立の認証申請に係る書類の縦覧 ( 2 件 )	( 環 境 生 活 総 務 課 )	14
公共測量の実施	( 用 地 対 策 課 )	16
都市計画の変更案の縦覧	( 都 市 計 画 課 )	16

## 告 示

### 島根県告示第60号

地方自治法 ( 昭和22年法律第67号 ) 第260条第 1 項の規定により、出雲市長から次のとおり町及び字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第 2 項の規定により告示する。

なお、この届出に係る町及び字の区域の変更の効力は、土地改良法 ( 昭和24年法律第195号 ) 第89条の 2 第10項において準用する同法第54条第 4 項の規定による県営経営体育成基盤整備事業荒茅地区の換地処分の公告があった日の翌日から生ずる。

平成19年 1月26日

島根県知事 澄 田 信 義

#### 1 出雲市荒茅町に編入する区域

町	字	地 番
松寄下町	以後輪	1740の 5、1740の 6、1741の 7 から 9 まで、1742、1743、1744の 1、1744の 2、1745の 1 から 3 まで、1746の 2 から 6 まで、1747、1748、1748の 2、1749、1749の 2 の一部、1750、1751、1752、1753、1753の 2、1754の一部、1754の 1 の一部、1754の 2 の一部、1754の 3 の一部、1755の一部、1755の 1 の一部、1755の 2 の一

	部、1756の一部、1756の1、1757の一部、1758の一部、1758の1の一部、1759、1759の1、1760、1760の1から3まで、1761、1761の1、1761の2、1762、1762の2の一部、1762の3の一部、1763の1の一部、1763の2の一部、1764の1の一部、1764の2、1764の3の一部
	1589の2の一部、1603の3の一部、1603の10、1606の2、1764の4、1764の5、1764の6の一部、1765の1から3まで、1766の1から3まで、1767の1、1767の2、1768の1から3まで

(ただし、上記地番は、平成18年10月2日現在のものである。)

2 出雲市松寄下町字以後輪に編入する区域

町	地 番
荒茅町	2278の2の一部、2285の3の一部
松寄下町	1589の2の一部、1603の3の一部、1764の6の一部

(ただし、上記地番は、平成18年10月2日現在のものである。)

島根県告示第61号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、雲南市長から次のとおり町及び字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

なお、この届出に係る町及び字の区域の変更の効力は、土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定による県営ほ場整備事業北大西地区の換地処分公告があった日の翌日から生ずる。

平成19年1月26日

島根県知事 澄 田 信 義

1 雲南市加茂町加茂中に編入する区域

町	字	地 番
加茂町	大西	434の2、434の3、437の1の一部、437の4、438の4、440、441、442の1から442の3まで、443の一部、444の一部、450の1の一部、451の1の一部、451の2、452の1
及びこれらの区域に介在する道路である国有地及び市有地の全部		

(ただし、上記地番は、平成18年10月23日現在のものである。)

2 雲南市大東町仁和寺に編入する区域

町	字	地 番
加茂町	大西	702の一部、704の一部、709の一部、709の1の一部、711の1、711の2、712、713、715の1、716の1、717の1、718の2、718の4、719の1、720の1の一部、721の3、724の1、725の1の一部、725の2、727の1、727の9、733の一部、735の一部、768の一部、772、777、778の1、779の6、782の7、782の8
及びこれらの区域に隣接介在する道路・水路である市有地の全部		

(ただし、上記地番は、平成18年10月23日現在のものである。)

3 雲南市加茂町大西に編入する区域

町	字	地 番
大東町	仁和寺	1の1の一部、1の2の一部、2の1の一部、2の2の一部、2の3の一部、2の4の一部、3の一部、4の1の一部、5の一部、113の3の一部
及びこれらの区域に隣接介在する道路・水路である市有地の全部		

(ただし、上記地番は、平成18年10月23日現在のものである。)

島根県告示第62号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、雲南市長から次のとおり字の区域を廃止する旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

なお、この届出に係る字の区域の廃止の効力は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定による国土調査の認証の日から生ずる。

平成19年 1月26日

島根県知事 澄 田 信 義

雲南市大東町須賀において字を廃止する区域

町	大 字	廃 止 す る 字
大東町	須賀	須賀の区域内のすべての字

島根県告示第63号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第291条の3第1項の規定により、平成19年 1月17日付けで雲南広域連合の規約の変更を許可したので、同条第5項の規定により告示する。

平成19年 1月26日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第64号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成19年 1月26日

島根県知事 澄 田 信 義

事 業 者		実施する事業	事 業 所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地	
医療法人 出雲勤労者健康管理協会	出雲市塩冶町1536 - 1	訪問リハビリテーション	大曲診療所	出雲市大津町1941	平成19年 1月 4日
医療法人 出雲勤労者健康管理協会	出雲市塩冶町1536 - 1	介護予防訪問リハビリテーション	大曲診療所	出雲市大津町1941	平成19年 1月 4日
医療法人財団 公仁会	松江市鹿島町名分 243 - 1	訪問リハビリテーション	医療法人財団公仁会 鹿島病院	松江市鹿島町名分 243 - 1	平成18年 12月 1日

医療法人社団 水澄 み会	浜田市三隅町河内 451 - 1	訪問介護	ヘルパーステーショ ン とびの郷ゆうな ぎ	浜田市治和町214 - 1	平成18年 12月20日
医療法人社団 水澄 み会	浜田市三隅町河内 451 - 1	介護予防訪問 介護	ヘルパーステーショ ン とびの郷ゆうな ぎ	浜田市治和町214 - 1	平成18年 12月20日
有限会社 アクティ ブライフ保知石	出雲市知井宮町1868 - 5	居宅介護支援 事業	居宅介護支援事業所 つどいの里	出雲市知井宮町1868 番地 5	平成19年 1月 8日

島根県告示第65号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成19年1月26日

島根県知事 澄 田 信 義

事 業 者		廃止する事業	事 業 所		廃 止 年月日
名 称	主たる事務所 の所在地		名 称	所 在 地	
菅原 博利	雲南市木次町新市29	居宅療養管理 指導	菅原歯科医院	雲南市木次町新市29	平成18年 12月 7日
菅原 博利	雲南市木次町新市29	介護予防居宅 療養管理指導	菅原歯科医院	雲南市木次町新市29	平成18年 12月 7日

島根県告示第66号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に伴う飯石南（吉田）地区曾木工区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後15日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成19年1月26日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 縦覧に供する書類の名称  
換地計画書
- 2 縦覧の期間  
平成19年1月26日から21日間
- 3 縦覧の場所  
雲南市役所

島根県告示第67号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に伴う鹿足（六日市）地区粟・本郷工区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供

する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後15日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成19年 1月26日

島根県知事 澄 田 信 義

1 縦覧に供する書類の名称

換地計画書

2 縦覧の期間

平成19年 1月26日から21日間

3 縦覧の場所

吉賀町役場

---

島根県告示第68号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に伴う鹿足（六日市）地区親迫・太ノ妙工区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後15日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成19年 1月26日

島根県知事 澄 田 信 義

1 縦覧に供する書類の名称

換地計画書

2 縦覧の期間

平成19年 1月26日から21日間

3 縦覧の場所

吉賀町役場

---

島根県告示第69号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に伴う隠岐島前（海士）地区新開工区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後15日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成19年 1月26日

島根県知事 澄 田 信 義

1 縦覧に供する書類の名称

換地計画書

2 縦覧の期間

平成19年 1月26日から21日間

3 縦覧の場所

海士町役場

島根県告示第70号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に伴う隠岐島前（海士）地区今井工区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後15日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成19年1月26日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 縦覧に供する書類の名称  
換地計画書
- 2 縦覧の期間  
平成19年1月26日から21日間
- 3 縦覧の場所  
海士町役場

島根県告示第71号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に伴う隠岐島前（海士）地区東工区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後15日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成19年1月26日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 縦覧に供する書類の名称  
換地計画書
- 2 縦覧の期間  
平成19年1月26日から21日間
- 3 縦覧の場所  
海士町役場

島根県告示第72号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成19年1月26日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 保安林予定森林の所在場所  
益田市匹見町道川イ764、イ1279
- 2 指定の目的  
水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び益田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第73号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成19年 1月26日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林予定森林の所在場所

鹿足郡吉賀町蓼野1600、1601 - 1、1601 - 2、1601内 1、1601続 1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び吉賀町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第74号

島根県漁業近代化資金等利子補給金交付要綱（平成13年島根県告示第267号）の一部を次のように改正する。

平成19年 1月26日

島根県知事 澄 田 信 義

別表第 2 中

年1.25% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.25%)	年1.05% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.05%)	年1.25%	年1.25%	年1.05%
年1.1%	年0.9%	年1.1%	年1.1%	年0.9%
年1.25% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.25%)	年1.05% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.05%)	年1.25%	年0.55%	年0.55%

は、年1.25%)	は、年1.05%)				を
年1.25% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.25%)	年1.05% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.05%)	年1.25%	年0.55%	年0.55%	
年1.25% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.25%)	年1.05% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.05%)	年1.25%	年1.25%	年1.05%	
年1.25%	年1.05%	年1.25%	年1.25%	年1.05%	
		年1.25%	年0.55%	年0.55%	
年1.25%	年1.05%	年1.25%	年0.55%	年0.55%	

年1.25% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.25%)	年1.05% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.05%)	年1.25%	年1.25%	年1.05%	に改
年1.1%	年0.9%	年1.1%	年1.1%	年0.9%	
年1.25% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.25%)	年1.05% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.05%)	年1.25%	年0.5%	年0.5%	
年1.25% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.25%)	年1.05% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.05%)	年1.25%	年0.5%	年0.5%	
年1.25% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.25%)	年1.05% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.05%)	年1.25%	年1.25%	年1.05%	
年1.25%	年1.05%	年1.25%	年1.25%	年1.05%	
		年1.25%	年0.5%	年0.5%	
年1.25%	年1.05%	年1.25%	年0.5%	年0.5%	

める。

附 則

- この告示は、平成19年1月26日から施行する。
- この告示による改正後の島根県漁業近代化資金等利子補給金交付要綱の規定は、平成19年1月26日以後に貸し付けられた別表第1の左欄に掲げる資金(以下「島根県漁業近代化資金等」という。)について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業近代化資金等については、なお従前の例による。

島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱（平成13年島根県告示第268号）の一部を次のように改正する。

平成19年 1月26日

島根県知事 澄 田 信 義

別表中	を	年1.8%以内	に改める。	年1.9%以内
		年1.95%以内		年2.05%以内
		年1.8%以内		年1.9%以内

附 則

- この告示は、平成19年 1月26日から施行する。
- この告示による改正後の島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱の規定は、平成19年 1月26日以後に貸し付けられた島根県漁業近代化資金について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業近代化資金については、なお従前の例による。

島根県告示第76号

島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱（平成13年島根県告示第269号）の一部を次のように改正する。

平成19年 1月26日

島根県知事 澄 田 信 義

第 5 条第 2 号中「1.8パーセント」を「1.9パーセント」に改める。

附 則

- この告示は、平成19年 1月26日から施行する。
- この告示による改正後の島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱の規定は、平成19年 1月26日以後に貸し付けられた島根県漁業経営維持安定資金について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

島根県告示第77号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 6 条第 1 項の規定により、次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域として指定するので、同条第 4 項の規定により告示する。

平成19年 1月26日

島根県知事 澄 田 信 義

- (1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

松江市

- (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害警戒区域の名称

ア 急傾斜地の崩壊

青木 A、青木 B、秋家 A、秋家 B、秋家 C、秋奥 A、秋奥 B、秋奥 C、秋奥 D、秋奥 E、秋奥 F、秋奥 G、秋奥 H、畦石室 A、畦石室 B、畦石室 C、畦石室 D、阿弥陀橋東、家村 A、家村 B、池尻、池田 A、池田 B、池田 C、

池田D、石畑A、伊志見A、伊志見B、市西、市場、市場橋南、市東、一区西A、一区西B、一区東A、一区東B、一区東C、一区東D、稲葉A、稲葉B、稲葉C、稲葉D、稲葉E、井堀谷橋南、岩海A、岩海B、岩坂八イツ、岩船神社A、岩船神社B、岩船神社C、岩室A、岩室B、岩室C、岩室D、岩室E、岩室F、岩室G、岩室公民館南、岩屋、上谷、内ヶ峠A、内ヶ峠B、内ヶ峠C、内ヶ峠D、内ヶ峠E、内ヶ峠F、遠所谷A、遠所谷B、遠所谷C、大石A、大石B、大石C、大石D、大石E、大石F、太田A、太田B、太田C、太田D、大谷、大谷A、大谷B、大谷C、大谷D、大谷E、大谷F、大谷G、大谷H、大野B、大野C、大野D、大野E、大野F、大野G、大野H、大野I、大野J、大森橋南A、岡の目A、岡の目B、岡の目C、岡の目D、岡の目E、荻田A、荻田B、荻田C、荻田D、荻田E、荻田F、荻田G、荻田団地A、荻田団地B、荻田団地C、奥大谷A、奥大谷B、奥大谷C、奥大谷D、奥大谷E、奥大谷F、奥大谷G、奥殿畑A、奥殿畑B、奥殿畑C、奥殿畑D、奥殿畑E、落合、鏡A、鏡B、鏡C、鏡D、鏡E、鏡F、鏡G、鏡H、鏡I、鏡神社西A、垣乃内、笠無、堅田、金箸神社西A、金箸神社西B、金山上A、金山上B、金山上C、金山上D、金山上E、金山上F、金山上G、金山上H、金山上I、金山下A、金山下B、金山下C、金山下D、金山下E、金山下F、金山下G、金山下H、金山下I、金山下J、金山下K、金山下L、上来待A、上清水A、上清水B、上白石A、上白石B、上白石C、上宮内A、上宮内B、上宮内C、上宮内D、上宮内E、上宮内F、上宮内G、萱野A、萱野B、皮後廻堤南、川原A、川原B、川原神社東、川向A、川向B、川向C、神納峠南A、神納峠南B、北台橋北、木ノ崎、来待大森A、来待大森B、来待大森C、来待大森D、来待大森E、来待大森F、来待大森G、きまち温泉A、京田A、京田B、草谷B、草谷C、草谷D、草谷E、草谷G、草谷H、久戸A、久戸B、久戸C、熊野A、熊野B、熊野C、熊野D、熊野E、熊野F、熊野G、熊野H、熊野大社西A、熊野大社西B、栗木林A、栗木林B、栗木林C、栗木林D、桑上A、桑上B、桑上C、桑上D、桑下A、桑下B、桑下C、桑下D、桑中A、桑中B、桑中C、月貴A、弘長寺A、弘長寺B、弘長寺C、弘長寺D、弘長寺E、弘長寺F、小金町、五区A、五区B、小佐々布A、小佐々布B、小佐々布C、小佐々布D、小佐々布E、小佐々布F、小ゾリ、小林A、小林B、小林C、小林D、小林E、小林F、小林G、小林H、小松A、小松B、小松C、小宮田A、小宮田B、権原A、権原B、才A、才B、才C、西城寺A、坂口A、坂口B、坂口C、坂口D、坂口E、坂口F、坂口G、坂口H、坂口I、坂口J、坂口K、坂口溜池西A、佐倉A、佐倉B、佐倉C、佐倉D、佐倉E、佐倉F、佐倉G、佐倉H、桜ヶ丘A、佐々布A、佐々布下A、佐々布下B、佐々布下C、佐々布下D、佐々布中A、佐々布中B、下倉A、下倉B、下倉C、下倉D、下倉E、下倉F、下倉G、下倉H、下倉I、下倉J、志多備神社西、島村橋西、島村橋東、島村橋南、清水橋北A、下大谷A、下大谷B、下大谷C、下大谷D、下大谷E、下白石A、下白石B、下白石C、下白石D、下白石E、下白石F、下白石G、下白石H、下宮内A、下宮内B、下宮内C、下宮内D、下安田橋東A、下安田橋東B、若山A、若山B、城床A、城床B、宍道大森A、宍道大森B、宍道大森C、宍道大森D、宍道大森E、宍道大森G、宍道大森H、宍道大森I、宍道大森J、宍道大森K、宍道大森L、新屋A、新屋B、菅原A、菅原B、菅原C、菅原D、菅原E、菅原F、菅原G、菅原H、菅原I、菅原J、杉乃段A、杉乃段B、須谷A、須谷B、須谷C、須谷D、須谷E、須谷F、須谷G、須谷H、須谷I、須谷上、須谷東A、須谷東B、隅田橋北、隅田橋南、第二第五配水地A、大日A、大日B、大日C、大日D、大日E、大日F、大明団地、竹中A、竹の崎A、田根A、田根B、田根C、田根D、田根E、田根F、田根G、田根H、田根I、田根J、多根坂、田根橋南A、田根橋南B、玉造A、玉造B、玉造C、玉造D、玉造E、玉造F、玉造G、玉造H、玉造上A、玉造上B、玉の宮A、玉の宮B、玉の宮C、丹部神社北A、中電松江制御所南、辻堂、剣山下、剣神社北、つるぎ団地、天狗山A、天神免、同道川西A、同道川西B、堂ノ原、中大谷A、中大谷B、中垣A、中垣B、中組A、中組B、中組C、中組D、中島製作所北A、中島製作所北B、中島製作所北C、中島製作所西A、中島製作所東A、西岩坂A、西岩坂B、西岩坂D、西岩坂E、西岩坂F、西奥A、西奥B、西奥C、西奥D、西奥E、西奥F、西奥G、西来待A、西代A、西代B、西代C、根尾A、根尾B、根尾C、根尾D、根尾E、根尾F、根尾G、根尾H、農村公園北A、配水池南A、配水池南B、畑A、林村、日浦谷、東岩坂A、東岩坂B、東岩坂C、東来待A、一人女神社東A、一人女神社東B、日吉A、日吉B、日吉C、日吉E、日吉神社西A、日吉親水公園西、平岩、平原A、平原B、普濟寺前、布志名A、布志名B、布志名C、布志名D、布志名E、布志名F、布志名G、布志名H、布志名I、布志名J、藤原B、藤原C、藤原D、藤原

E、藤原F、別上A、別上B、別上C、別上D、別上E、別上F、別下、別所A、別所B、別所C、別所上、別所谷、別中西、別中東、宝満山南A、宝満山南B、保久普A、保久普B、本郷A、本郷B、本郷C、本郷D、本郷E、舞屋A、槇山橋西、槇山橋東、御内神社西A、御崎A、水越池西、緑が丘A、南A、南B、南宍道駅東A、宮ノ前、妙岩寺A、向市A、向市B、向市C、向側、向津神社北A、向原、室山、廻原、元田A、元田B、森脇A、森脇B、森脇C、森脇D、森脇E、八雲町畑A、八雲町畑B、屋敷、安田A、安田B、矢谷A、矢谷B、矢谷C、矢谷公民館東A、矢谷公民館東B、矢谷公民館南、柳井A、柳井B、柳井C、柳井D、柳井E、柳井F、柳井G、柳井H、柳井I、柳井J、柳井K、柳井L、柳井公会所北、山空A、山空B、湯田A、湯田B、湯町A、湯町B、横見A、横屋A、横屋B、横屋C、了知寺南、六区A、六区B、和名佐A、和名佐B、和名佐C、和名佐D、和名佐E、和名佐F、和名佐G、和名佐H、和名佐I、和名佐J、和名佐K、和名佐L、和名佐M、上野山、

#### イ 土石流

間奥谷、間谷川B、青木ヶ谷A、青木川、青木原川、秋家谷、畦石室谷、案用寺川、案用寺川A、案用寺西川、飯田山川、家の奥川、家ノ奥谷、伊儀谷川、イノサコ谷、井尻川、岩崎谷、岩室谷A、岩室谷B、岩室南谷A、岩室南谷B、岩屋谷、隠居の奥谷、上谷川、宇谷川、宇谷川A、遠所谷A、遠所谷B、遠所谷D、遠所谷E、遠所東谷、大石谷、大石西谷、大鏡谷、大廻川A、大廻川B、大谷B、大谷F、大谷G、大谷I、大谷K、大谷L、大谷M、大谷N、大畑谷、大平谷川、大平谷南川、大槇谷A、大槇東谷、岡の目谷、奥大谷谷A、奥大谷谷B、奥ノ谷、乙松谷、オモウ谷A、オモウ谷B、オモウ谷C、オモウ谷D、鏡西谷、鏡東谷、鏡南谷、鍛冶屋奥川A、鍛冶屋奥川B、金山下谷、釜ヶ谷東、上来待A、上来待AC、上来待AE、上来待AF、上来待AG、上来待AH、上来待AI、上来待AJ、上来待AK、上来待AL、上来待D、上来待E、上来待F、上来待G、上来待K、上来待L、上来待M、上来待N、上来待O、上来待P、上来待Q、上来待R、上来待S、上来待T、上来待U、上来待V、上来待W、上来待X、上来待Y、上来待谷、上白石谷、亀割谷A、鴨居谷、川原後谷、川平川、神納後谷、神納北谷、神納谷、北廻谷、来待大森谷、貝曲谷、屈形川A、屈形川B、屈形川C、熊野A、熊野AA、熊野AB、熊野AC、熊野AD、熊野AE、熊野AF、熊野AG、熊野AH、熊野AI、熊野AJ、熊野AK、熊野AM、熊野AN、熊野AO、熊野AP、熊野AQ、熊野AR、熊野AS、熊野B、熊野C、熊野D、熊野E、熊野F、熊野G、熊野H、熊野I、熊野J、熊野K、熊野L、熊野M、熊野P、熊野Q、熊野S、熊野T、熊野U、熊野V、熊野W、熊野Y、熊野Z、桑上谷、桑下北谷、桑下東谷、桑下南谷、桑中北谷、桑中南谷、香谷川、弘長寺北谷、弘長寺谷、弘長寺西谷A、弘長寺西谷B、弘長寺東谷A、弘長寺東谷B、小佐々布川、小佐々布西川、小坪谷A、小坪谷B、小坪谷C、小坪谷D、小坪長谷、小林北谷、小林谷A、小林谷B、小林西谷、小林東谷、小屋谷川松廻、権原、坂ヒ口谷、佐々布A、佐々布B、佐々布D、佐々布E、佐々布F、佐々布G、佐々布H、佐々布I、佐々布J、佐々布K、佐々布下谷、佐々布中谷、椎ノ木谷川、祖父堀川、塩見谷、島村川A、島村川B、島村川C、島村川D、島村川E、島村川支溪、下大谷北谷A、下大谷北谷B、下大谷北谷C、下大谷谷、下大谷西谷、下大谷東谷、下大谷南谷、下宮内谷、下宮内西谷、下宮内東谷、下宮内南谷A、下宮内南谷B、下村西谷、下村東谷、勝負谷、城床A、城床B、宍道大森北谷、宍道大森南谷、水神谷、菅原川A、菅原川B、菅原北川、菅原西川、菅原東川、須谷北谷、須谷西谷、須谷南谷、清蔵谷、善定寺谷、高畦北谷、高畦谷、滝岩谷A、滝岩谷B、滝岩南谷A、滝岩南谷B、滝岩南谷C、滝岩南谷D、滝岩南谷E、田寄谷、タタラ谷A、タタラ谷B、田中川A、田中川B、田中川C、田中谷川、田根谷、田根西谷、田根東谷、田根南谷、玉造A、玉造B、玉造C、玉造D、玉の宮川B、玉湯町奥明谷、玉湯町金井谷川、団子谷、堤谷川、坪ノ内谷、中大谷谷A、中大谷谷B、中大谷南谷、長尾谷、中ノ廻川、中ノ廻南川、滑谷川、滑谷東川、西岩坂A、西岩坂AA、西岩坂AB、西岩坂AC、西岩坂AD、西岩坂AE、西岩坂AF、西岩坂AG、西岩坂AH、西岩坂B、西岩坂C、西岩坂D、西岩坂E、西岩坂F、西岩坂G、西岩坂H、西岩坂I、西岩坂J、西岩坂K、西岩坂L、西岩坂M、西岩坂N、西岩坂O、西岩坂P、西岩坂Q、西岩坂R、西岩坂S、西岩坂T、西岩坂U、西岩坂X、西岩坂Y、西岩坂Z、西来待A、西来待B、西来待C、西来待D、白石A、白石B、白石C、白石D、白石E、白石G、白石H、白石J、白石K、白石L、白石M、白石N、白石O、白石P、白石Q、白石R、白石S、白石T、白石U、白石V、白石W、畑中谷A、畑中谷B、放ヶ谷、林A、林B、林村谷、林村西谷、林村東谷、判官山東谷、東岩坂A、東岩坂B、東岩坂C、東岩坂D、東岩坂E、東

岩坂F、東岩坂G、東岩坂H、東岩坂I、東岩坂J、東岩坂K、東岩坂L、東岩坂M、東岩坂N、東岩坂O、東岩坂P、東岩坂Q、東来待B、東来待D、東来待E、東来待F、東来待G、東来待H、東来待I、東来待J、東来待K、東来待L、東来待M、髭谷川A、髭谷川B、樋ノ谷川A、樋ノ谷川B、樋ノ谷西川、日吉A、日吉B、日吉C、平田の奥A、平田の奥B、平田の奥C、平田の奥南谷、平原A、平原B、平原C、平原F、平原G、平原川、深廻川、深原川A、深原川B、藤田谷、布志名A、布志名C、布志名D、布志名西谷、布志名東谷、藤原川A、藤原川B、藤原川C、フタマタ谷、古屋敷谷A、古屋敷谷B、別下谷、別所A、別所B、別所C、別所谷川、宝満山川、前田谷、松廻北川、宮内北谷、宮内西谷、宮内東谷、宮内南谷、宮の奥、宮奥谷、宮奥東谷、宮ノ上川、宮の谷川、深山谷川、向ノ谷川、向原谷、室山、夫婦岩谷、廻原北川A、廻原北川B、廻原南川A、廻原南川B、廻原南川C、桃板川、森脇西谷、森脇東谷、八雲町中組谷、八雲町宮内谷、安田谷、矢谷A、矢谷北谷、矢谷谷、矢谷西谷A、矢谷西谷B、柳井川、柳井西谷、山神谷、山ノ廻谷、湯町南A、湯町南B、湯面川、横手谷、横手東谷、横見谷、若須北谷、若須谷A、若須谷B、若須谷C、若須西谷、若須西谷支溪、若須東谷、若須南谷、若須南谷支溪、若松川A、若松川B、若松川C、若松川支流A、若松川支流B、和名佐北谷、和名佐東谷、ワラビ谷川

(3) 指定の区域

別図に示す区域（「別図」は省略し、島根県松江県土整備事務所及び松江市役所において一般の縦覧に供する。）

2(1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

益田市

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害警戒区域の名称

ア 急傾斜地の崩壊

赤松A、赤松B、赤松C、赤松D、赤松E、赤松F、赤松G、明見A、明見B、明見C、明見D、安床A、安床B、安床C、安床D、安床E、安床F、飯田A、飯田B、飯田海老山、家下A、家下B、市原A、市原B、市原C、市原D、市原E、市原F、猪木谷町A、猪木谷町B、猪木谷町C、猪木谷町D、岩倉A、岩倉B、岩倉C、上野、馬谷A、馬谷B、馬谷C、馬谷D、馬谷E、馬谷F、馬谷G、馬谷H、馬谷I、馬谷J、馬谷K、馬谷L、馬谷M、馬谷N、馬谷O、梅月郷A、梅月郷B、梅月郷C、円通和、大境A、大境B、大峯破A、大峯破B、大滝A、大滝B、大滝C、大峠A、大峠B、大峠C、大峠D、大峠E、大峠F、大道A、大道B、大道C、大屋形A、大屋形B、大屋形C、大屋形D、大屋形E、大屋形F、大屋形G、大屋形H、大屋形I、大屋形J、大屋形K、岡原A、岡原B、奥梅月A、奥梅月B、奥梅月C、乙子町下組H、乙子町下組I、小野A、小野B、小野C、小野D、小野E、小野F、片田原A、片田原B、片田原C、片田原D、片田原E、片田原F、金地A、金地B、金地C、上市原、上内田、上の原A・田倉、上の原B、川登A、川登B、川登C、川登D、川登E、川登F、川登G、川登H、川登I、川登J、川登K、川登L、川登M、川登N、川登上A、川登上B、川登上C、川平、神田A、神田B、神田本町、雁丁溜池東、木原A、木原B、久々茂A、久保溢A、久保溢B、久保溢C、久保溢D、源向寺、光明寺A、光明寺B、光明寺C、光明寺D、光明寺E、光明寺F、光明寺G、御所原A、御所原B、御所原C、御所原D、小隅A、小隅B、小隅C、五反田A、五反田B、五反田C、小俣賀A、小俣賀B、小俣賀C、小俣賀D、小俣賀E、小俣賀F、小俣賀G、小俣賀H、小俣賀I、小俣賀J、小俣賀K、小俣賀L、小俣賀M、小俣賀N、雇用促進団地、栄、先谷A、先谷B、先谷C、先谷D、先谷E、先谷F、笹田原、三界A、三界B、三界C、三里が浜、下市、下内田、下ヶ原A、下ヶ原B、下ヶ原C、下波田A、下波田B、下波田C、下波田D、下波田E、下波田F、下波田G、下波田H、下波田I、下波田J、下波田K、下波田L、下波田M、下平A、下平B、下平C、下平D、下平上、下平下A、下平下B、白岩町柿原A、白岩町柿原B、白岩町柿原C、白岩町柿原D、白上A、白上B、白上C、白上D、白上E、白上F、白上G、白上H、白上I、白上J、白上町川西A、白上町川西B、白上八幡宮、須子A、須子B、須子上、薄原下A、薄原下B、隅村A、隅村B、隅村C、隅村D、隅村E、高津地方、高津中学校、高畑A、高畑B、高畑C、高畑D、田倉A、田倉B、田倉C、嶽、段、中地A、中地B、竹子A、竹子B、竹子C、竹子D、角井A、角井B、角井C、角井D、角井E、角井F、角井G、角井H、角井I、角井J、角井K、堂河内A、堂河内B、栃山A、栃山B、栃山C、栃山D、中内田、中垣内A、中垣内B、中垣内C、中垣内D、中垣内E、中垣内F、長沢町柿原A、長沢町柿原B、長沢町柿原C、長沢町柿原D、中丸A、中丸B、梨ヶ



原E、原F、原G、原H、原I、原J、東上A、東上B、東上C、東下、東長沢A、東長沢B、東長沢C、東長沢D、東長沢E、東長沢F、東長沢G、東長沢H、東長沢I、左ヶ山上、左ヶ山中A、左ヶ山中B、左ヶ山中C、左ヶ山中D、日の平A、日の平B、平原上A、平原上B、平原上C、平原上D、平原上E、伏谷A、伏谷B、伏谷C、伏谷D、伏谷E、本俣賀A、本俣賀B、本俣賀C、本俣賀D、本俣賀E、本俣賀F、本俣賀西A、本俣賀西B、本俣賀西C、本俣賀西D、本俣賀西E、松原第一A、松原第一B、丸竹A、丸竹B、丸竹C、丸竹D、三星A、三星B、宮下A、宮下B、宮下C、向内田、虫追A、虫追B、虫追C、虫追下B、虫追下C、虫追下D、虫追下E、持石A、持石B、持石C、持石D、持石E、持石F、持石G、持石H、安富A、安富B、安富C、八ヶ瀬A、八ヶ瀬B、柳谷川、山根A、山根B、山本、横田市原、横野A、横野B、和江

(3) 指定の区域

別図に示す区域（「別図」は省略し、島根県益田県土整備事務所及び益田市役所において一般の縦覧に供する。）

---

公 告

---

私立学校法（昭和24年法律第270号）第31条第1項の規定により平成19年1月15日学校法人の寄附行為を認可したので、私立学校法施行細則（昭和25年島根県規則第105号）第4条第1項の規定により公告する。

平成19年1月26日

島根県知事 澄 田 信 義

1 種別

学校法人

2 名称

学校法人 益田永島学園

3 目的

教育基本法及び学校教育法に従い学校教育を行い、時代の変化に対応した真に社会に役立つ人財を育成すること。

4 所在地

島根県益田市三宅町7番37号

5 設立代表者

永島 一忠

6 設置する学校

明誠高等学校

7 収益事業

- (1) 書籍・文房具小売業
- (2) 各種食料品小売業

8 役員

理事 5名以上7名以内  
 監事 2名以上3名以内

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成19年1月26日

島根県知事 澄 田 信 義

1 申請のあった年月日

平成19年1月15日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

NPO法人 かしま

## 3 代表者の氏名

濱田 年駿

## 4 主たる事務所の所在地

島根県松江市鹿島町名分707番地 1

## 5 定款に記載された目的

この法人は、松江市民に対し、文化、芸術及びスポーツなどの振興を図る活動・事業を行い、住みよい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

## 6 縦覧に供する書類

定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

## 7 縦覧期間

申請書を受理した日から 2 月間

## 8 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎 1 階）

松江地区県政情報コーナー（松江合同庁舎 2 階）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 1 項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第 2 項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成19年 1月26日

島根県知事 澄 田 信 義

## 1 申請のあった年月日

平成19年 1月16日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

NPO法人 さくらんぼの家

## 3 代表者の氏名

小川 幸一

## 4 主たる事務所の所在地

島根県松江市島根町加賀1451番地

## 5 定款に記載された目的

この法人は、地域の障害者に対して、生産活動の機会の提供、健康及び生活相談、交流会、福祉に関する情報提供等を包括する地域活動支援センター事業及び就労継続支援事業を行い、障害者の自立を支援し、地域福祉の発展に寄与することを目的とする。

## 6 縦覧に供する書類

定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

## 7 縦覧期間

申請書を受理した日から 2 月間

## 8 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎 1 階）

松江地区県政情報コーナー（松江合同庁舎 2 階）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について国土交通省中国地方整備局浜田河川国道事務所長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成19年1月26日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 作業種類  
公共測量（基準点測量、地形測量）
- 2 作業期間  
平成18年12月7日から平成19年2月23日まで
- 3 作業地域  
江津市桜江町坂本 渦巻地区

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧の期間満了の日までに意見書を提出することができる。

平成19年1月26日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 都市計画の種類  
平田都市計画道路
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
出雲市平田町、西平田町、灘分町、西代町及び東福町
- 3 縦覧場所  
島根県土木部都市計画課、出雲市役所都市計画課及び出雲市平田支所建設課
- 4 縦覧期間  
平成19年1月26日から平成19年2月9日まで（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）